

お客さま各位

「緊急事態宣言」を受けての営業体制とお客さまへのお願い

岐阜県ならびに愛知県が特別措置法に基づく緊急事態宣言の対象地域に指定されたことに伴い、新型コロナウイルス感染症の第3波による感染拡大が継続している状況を踏まえ、当金庫は金融サービスの提供を維持しつつ、感染機会を減らし、お客さまの安全を確保することを目的に、営業体制を以下の通りとさせていただきます。

お客さまには、ご不便をお掛けいたしますが、何卒ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

1. 預金窓口業務について

- ・感染拡大防止に配慮した上で、通常営業体制とさせていただきます。
- ・期間の定めのない、不要不急と思われるお手続きにつきましては、後日改めてお手続きをお願いすることがございますので、あらかじめご了承ください。

2. 昼休業の実施について

- ・昼時間休業（11時30分～12時30分）を、1月14日（木）より緊急事態宣言が解除されるまでの間、すべての店舗にて実施させていただきます。
- ・なお、すでに昼時間休業を行っている店舗は、緊急事態宣言解除後も継続いたします。

3. 融資相談業務について

- ・新型コロナウイルス感染症により経済的影響を受けておられるお客さまに対する資金支援等のご相談につきましては、積極的に対応させていただきますので、お取引店舗またはお近くの店舗までご連絡ください。

4. 渉外業務について

- ・渉外係による集金等のご訪問は、感染拡大防止のため、お客さまのご意向を確認のうえ、実施させていただきます。
- ・定期積金につきましては、自動振替による掛込方法もございますので、お手続き方法等、ご不明な点は何なりとお問い合わせください。

5. 感染拡大防止へのご協力のお願い

- ・店舗での感染を防止するために、ご来店時にはマスクの着用にご協力をお願いいたします。
- ・店内混雑時は、入店をお待ちいただく場合がございます。また、ロビーでは、お客さま同士、できるだけ距離を空けてお待ちいただく等のご協力をお願いいたします。
- ・ロビーに置いてある新聞・雑誌等は当面撤去させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

6. その他

- ・残高照会、振込、普通預金口座の入出金等については、ATMやインターネットバンキングによりお手続きができますので、ご利用を検討いただきますようお願いいたします。

以上